

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

昭和43年10月に勤務していたB社が分割されて、A社へ転籍したが、勤務も給与の支払も継続しており、保険料も通常どおり控除されていた。しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の記録が抜け落ちているので、調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社に勤務していた同僚の供述により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務（昭和43年10月21日にB社からA社に転籍）していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、複数の同僚は、「当時の給与明細書は保管していないが、転勤時は継続して勤務しており、給与も通常どおり支払われていたため、保険料も控除されていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人に係る昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和43年11月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社に係る商業登記簿謄本の会社成立日により、

同社は同年 10 月 21 日に設立されたことが確認できるとともに、複数の同僚の供述によると 5 人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において A 社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで

私は、昭和53年8月にA社に入社し、59年8月に退職するまで、勤務地の異動はあったものの、継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の記録が抜け落ちているので、調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合の加入記録、A社から提出された人事記録及び同社の回答等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和53年11月25日に同社B支店から同社本社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和53年10月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1238 (事案 1051 及び 1211 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年9月1日まで

私は、昭和19年4月にA社が経営していたB校に入学し、実習という名目で働いた。同級生の友人の一人が、第三者委員会への申立てにより同事業所における厚生年金保険の資格取得日の記録が22年9月1日から同年3月1日に訂正されたので、私も記録訂正を申し立てたが、同じ雇用条件であったにもかかわらず、私の申立ては2度とも認められず、納得できない。

また、同級生であった別の友人の厚生年金保険被保険者記録には、A社における加入期間が無く、卒業後、昭和27年に就職した別会社における記録が最初となっているのはなぜか。

今回は納得のいく調査を行い、説明が付く結論を出してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時にB校C科に在籍しA社D工場で勤務していたことは推認できるが、i) 事業主に、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について照会したところ、申立人に係る当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄されており、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかったこと、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿や厚生年金保険被保険者台帳索引票等の当時の複数の資料には、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和22年9月1日と記載されているとともに、当該資料について遡って訂正されているなどの不自然な点は見られないこと、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、オンライン記録の申立人の資格取得年月日(昭和22年9月1日)から、A社に係る同台帳記号番号の払出しが確認できる同年1月17日まで遡り、厚生年金保険被保険者台帳索引

票を調査しても、申立人の氏名は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、「前回の申立てに対する第三者委員会の判断は私と同じ学校の同級生であった友人（同委員会の決定に基づき、平成21年9月16日付けで年金記録の訂正に関するあっせんについての通知が行われている。）のA社D工場への入社時期及び雇用条件の同一性は認めながら、厚生年金保険の資格取得日は同一と認めないとするものであり納得がいかない。」等として再申立てを行っているが、当委員会における年金記録訂正の要否の判断は個別の申立てごとに行うものであり、申立人の同級生が当委員会においてあっせんされたことのみを理由に判断することはできないことから、申立人自身の周辺事情等を踏まえて総合的に判断を下すことになる。

そこで、当委員会において再度、前回の調査結果の確認及び申立人から提出のあった資料の検証等も行ったものの、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらなかったことから、申立人の再申立てに当たっての主張は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、従来の主張のほか、新たな事情として、「同級生であった別の友人の厚生年金保険被保険者記録には、A社における加入期間が無く、卒業後、昭和27年に就職した別会社における記録が最初となっているのはなぜか。」として、再調査を希望し再申立てを行っている。

しかしながら、当該友人の厚生年金保険被保険者記録では、A社において、申立人と同一の資格取得年月日である昭和22年9月1日から26年3月12日までの加入記録が確認でき、その後、別会社における加入記録が確認できる上、当該友人から申立人の主張を裏付ける証言や情報を得られなかったことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。